

自動販売機設置に係る公募実施要領
(黒川地域行政事務組合消防本部・黒川消防署)

1. 公募内容

清涼飲料水自動販売機 1台

設置場所 黒川郡大和町吉岡字土保田 11番地の4 (1B12L)

黒川地域行政事務組合消防本部・黒川消防署 1台

設置期間 令和8年7月1日～令和11年3月31日 (2年9カ月間)

共用開始 令和8年7月1日

2. 応募資格者

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募できるものとする。

- ① 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、当該許認可を受けていること。(該当している場合のみ)
- ② 市町村税の未納がないこと。
- ③ 次の(ア)から(エ)までのいずれかにも該当しない者であること。
 - (ア) 成年被後見人
 - (イ) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (ウ) 破産者で復権を得ない者
 - (エ) 意思能力を有しない者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次の(ア)から(ク)までのいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - (イ) 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (キ) 前記(ア)から(カ)までに該当する者の依頼を受けて応募しようとする者
 - (ク) (ア)から(キ)までのいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者

3. 設置条件

- ① びん、缶、ペットボトル等の密閉式容器の清涼飲料水とする。(酒類は除く)
- ② 設置場所
風除室
設置最大寸法 幅 1400mm、奥行き 900mm以内 (転倒防止版含む)
- ③ 販売価格は標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。
(個別に販売価格の条件がある場合は、当該金額を上回る価格で販売しないこと。)
- ④ 設置決定後、組合と契約書を締結すること。
- ⑤ 契約期間中、解約の申し出があった場合等についてはその都度協議するものとする。
- ⑥ 電力等使用量計測用子メーター (計量法に基づく検定品、期限が有効のもの) を設置すること。
- ⑦ 現金及び電子決済が可能なものとする。
- ⑧ 売切れが出ないようなサイクル又はサイクル関係なく補充ができる体制であること。
- ⑨ 故障等のトラブル時に迅速な対応が可能な体制を有していること。
- ⑩ 災害ベンダーを導入すること。
- ⑪ 使用済み容器の回収ボックスの設置及び回収、管理をすること。
- ⑫ 自動販売機の設置及び撤去に要する費用、維持管理等にかかる一切の費用は設置事業者の負担とする。
- ⑬ 条件等を遵守しない場合は契約を破棄するものとし、設置者の負担において撤去を行うこと。
- ⑭ その他の条件等については契約書に従うこと。

4. 使用料

- ① 屋内土地使用料の㎡単価は年額 68,632 円 (「黒川地域行政事務組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」別表 (第9条関係) より) とする。ただし、年度途中において設置又は撤去を行う場合は、実際の使用期間に応じて月割り又は日割りにより算定するものとする。
なお、使用面積が 1 ㎡に満たない場合は 1 ㎡に切り上げて計算する。

②電気料

子メーター設置により使用料を算出し、実費を請求する。

5. 応募方法等

① 申込方法

郵送 (一般書留、簡易書留) 又は直接持参すること。

なお、郵送の場合は封筒に「自動販売機設置応募申込書」と明記すること。

② 送付先及び受付場所

〒981-3621

黒川郡大和町吉岡字下町 15 番地の 1

黒川地域行政事務組合 財政課

③ 提出書類

- (ア) 応募申込書 (様式 1)
- (イ) 市区町村 (事業所又は住所の所在地) 発行の直近 1 年分の納税証明書又は全ての税目に未納がないことの証明書 (写し可)
- (ウ) 設置を希望する自動販売機のカタログ (寸法、消費電力が確認できるもの)

④ 応募申込書の提出期間

令和 8 年 6 月 9 日 から 令和 8 年 6 月 1 6 日

(注) 上記の期間は、土曜日・日曜日及び国民の祝日を除く午前 9 時から午後 4 時 (ただし、正午から午後 1 時までを除く。) とする。

⑤ 応募申込の無効

次のいずれかに該当する場合は無効となる。

- (ア) 応募資格のない事業者が行った応募申込み
- (イ) 応募申込に関し不正な行為を行った応募申込み
- (ウ) 応募申込書等の事業所名、代表者名、印鑑その他主要な部分について誤脱又は判読不能なものがある応募申込み
- (エ) 記名押印を欠く応募申込み
- (オ) 応募申込書等 (添付書類を含む) に虚偽の記載を行った応募申込み
- (カ) 申込期間外になされた応募申込み
- (キ) 応募に関し、組合の担当職員の指示に従わなかった者の応募申込み
- (ク) 前各号に掲げるものの他、当該「公募実施要領」に規定する条項に違反した者の応募申込み

6. 設置事業者の決定方法

希望事業者が 2 者以上の場合は、抽選により設置事業者を決定する。

なお、抽選会には、応募事業者の代表者又は代理人が出席すること。

代理人が出席する場合には、委任状を持参すること。

抽選会実施の有無については、追って連絡する。

抽選会日時及び会場 (予定) 令和 8 年 6 月 2 2 日 午後 2 時から

黒川地域行政事務組合 会議室

7. 設置者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置者としての決定を取消しする。

- (ア) 正当な理由なくして、使用許可の手続きに応じなかった場合
- (イ) 設置者が応募者の資格を失った場合

8. 黒川地域行政事務組合消防本部・黒川消防署に勤務する職員等の数

日 勤 者：21名（平日のみの勤務）

隔日勤務者：15名（土日問わず常時勤務人数）

※人数はその日によって変更となる場合がある。

9. 旧庁舎での販売実績（3年間とも設置されていた自販機2台での合計本数）

令和5年度：9,131本

令和6年度：7,555本

令和7年度：6,433本

※令和7年度については、1カ月半ほど庁舎移転のために隔日勤務者数名が新庁舎での勤務となったため、若干の減となっている。

10. その他

①申込手続きに関する一切の費用については、設置者の負担とする。

②質問がある場合は、質問書に記入し、令和8年6月11日までにFAXにて問い合わせすること。なお、質問者には令和8年6月15日までにFAXにて回答する。

FAX 番号：022-345-1543